

サステナビリティ報告基準に関する動向

1. サステナビリティ報告基準に関する動向（IFRS 財団の動向を中心に） 39

ASBJ 専門研究員 きりはら わか
桐原 和香

2. IFRS 対応方針協議会より IFRS 財団評議員会議長に宛てた書簡 49

ASBJ 専門研究員 きりはら わか
桐原 和香

3. 定款の変更について 55

公益財団法人 財務会計基準機構

サステナビリティ報告基準に関する動向（IFRS 財団の動向を中心に）

ASBJ 専門研究員 きりはら わ か
桐原 和香

I. はじめに

IFRS 財団¹は、2021 年 11 月 3 日に、国連気候変動枠組条約² 第 26 回締約国会議（COP26）において、IFRS 財団内に、サステナビリティに関する開示基準の開発を目的とする新しい審議会である「国際サステナビリティ基準審議会（International Sustainability Standards Board；ISSB）」を設置することを表明した。併せて、2021 年 4 月に実施した IFRS 財団の定款修正に関する市中協議のフィードバック・ステートメント及び今後の ISSB の活動の方向性を示す基準のプロトタイプ（試作品）を含む文書を公表した³。

本稿では、11 月 3 日に IFRS 財団から公表された ISSB に関する資料の概要を中心に、サステナビリティ報告基準に関する動向をご紹介します。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

II. IFRS 財団のサステナビリティ報告基準に関する動向

1. 経緯

IFRS 財団は、傘下の会計基準設定主体である国際会計基準審議会（IASB）を通じ、高品質で理解可能な、執行可能な国際的に認められる一般目的財務報告のための基準（IFRS 基準）を開発する使命を担っている。

2019 年 1 月より IFRS 財団の評議員会が当財団の戦略を検討する中で、財務諸表よりも広範な企業報告、特にサステナビリティ報告の進展が、当財団の将来の戦略に対する評価の主要な要素になり得ることから、2020 年 9 月に、サステナビリティ報告の領域において当財団が役割を果たすことのニーズ等に関する市中協議を実施した⁴。寄せられたコメント・レターを踏まえ、IFRS 財団は、グローバルなサステナビリティ報告基準に対するニーズと、当該領域において当財団が役割を果たすことへの幅広い支持を確認したとし、以下のサステナビリティ

1 IFRS 財団の概要については、<https://www.ifrs.org/about-us/>を参照のこと。

2 1992 年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）」（国連気候変動枠組条約）に基づき 1995 年よりほぼ毎年開催されている。

3 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>

4 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2020/09/ifrs-foundation-trustees-consult-on-global-approach-to-sustainability-reporting/>

報告基準に関する戦略的方向性を公表した。

- 投資家のニーズを満たす情報（企業価値）に焦点を当てる。
- 当初は気候関連情報に関する報告基準の開発を優先する。
- 金融安定理事会（FSB）の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）等の既存のフレームワーク、作業等をベースとして基準を開発する。
- ビルディング・ブロック・アプローチ（国際的な首尾一貫性及び比較可能性を実現するため、ISSB がベースとなる基準を設定し、そ

のベースの上に各法域がそれぞれの政策の優先順位に基づいて、より広範な要求事項や特定の開示の要求事項を追加する方法）を採用する。

また、2021 年 4 月には、新審議会である ISSB の設置を可能にする IFRS 財団の定款修正案に関する市中協議を実施し⁵、表 1 のとおり ISSB 設置に向けた準備を進めてきた。

2. 2021 年 11 月 3 日に公表された ISSB の概要

2021 年 11 月 3 日に IFRS 財団から公表され

表 1：ISSB 設置に向けた IFRS 財団の主な取組み

年	月	概 要
2020	9	IFRS 財団がサステナビリティ報告の領域において役割を果たすこと等のニーズを確認するための市中協議を実施（コメント期限：2020 年 12 月 31 日）。
2021	3	市中協議においてサステナビリティ報告に関する IFRS 財団への幅広い支持が確認できたことを踏まえ、サステナビリティ報告基準に関する戦略的方向性を公表。また、ISSB 設置に向けて、複数のワーキング・グループの設置を公表（詳細は本稿「4.」及び「5.」を参照）。
	4	2020 年 9 月の市中協議の結果を踏まえ、ISSB の設置を可能にする IFRS 財団の定款修正案に関する市中協議を実施（コメント期限：2021 年 7 月 29 日）。
	6	ISSB の議長及び副議長の公募を開始。 ワーキング・グループの 1 つである、技術的準備ワーキング・グループ（TRWG）の活動内容の一部を公表（詳細は本稿「5.」を参照）。
	7	カナダより、ISSB を支援するため本拠地の誘致や資金等の提供を行う旨のレターを受け取ったことを踏まえ、他国からも類似の支援の表明を歓迎する旨を公表（レターの提出期限：2021 年 8 月 31 日）。
	9	TRWG の取組みに関し、限定的なアウトリーチを実施。
	10	ISSB 設置の前提条件である主要な要件の充足状況、市中協議やアウトリーチの結果等を踏まえ、ISSB の設置を最終決定。
	11	ISSB を設置することを COP26 において表明。今後、初代議長及び副議長を公表するとともに、他のボードメンバーの募集を開始予定（本稿執筆時点）。
2022	1～6	全般的な要求事項及び気候関連開示基準に関する公開草案を公表して市中協議を実施し、基準の最終化を目指す。また、気候以外のテーマに関するアジェンダ協議を実施予定。

5 <https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/04/ifrs-trustees-publish-institutional-arrangements-for-proposed-new-sustainability-standards-board/>

た ISSB に関する情報の概要は以下のとおりである。

- (1) ISSB を設置し、サステナビリティ開示基準⁶を開発する。
 - ISSB は、各法域が定める固有の要求事項や、投資家以外の幅広い利害関係者の情報ニーズを満たすためのより詳細な要求事項との両立が可能となるよう、グローバルでベースとなる包括的なサステナビリティ開示基準を開発する。
 - IASB が開発する会計基準と同様に、各法域の当局が ISSB の開示基準の義務化を判断する。
 - まずは気候関連開示基準を開発する。
 - 気候以外のテーマ別基準、業種別基準についても開発する。
- (2) 2022 年 6 月までに、サステナビリティ報告に関する国際的な取組みである気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board ; CDSB) と価値報告財団 (Value Reporting Foundation ; VRF) を IFRS 財団に統合する。VRF は、IIRC (国際統合報告評議会) 及び SASB (サステナビリティ会計基準審議会) が 2021 年 6 月に合併した組織であり、統合報告書のフレームワークや

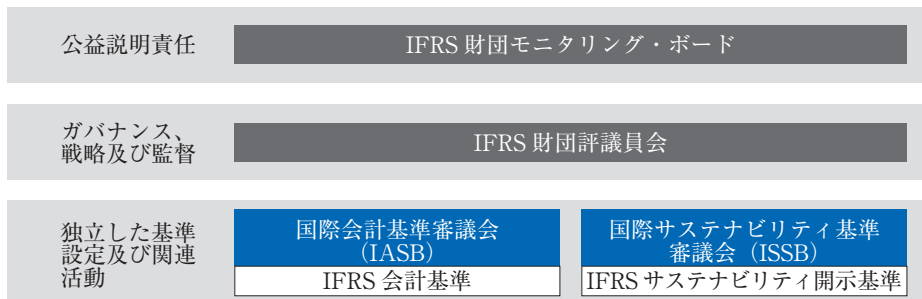
11 セクター 77 業種についてのサステナビリティ関連指標の開発を行っている。

- (3) IFRS 財団の評議員会により組成された技術的準備ワーキング・グループ (Technical Readiness Working Group ; TRWG) が開発した、①気候関連開示及び②全般的な開示の要求事項に関するプロトタイプを公表する。この 2 つのプロトタイプは、現時点では市中協議の対象ではないが、議長及び副議長が任命された後に ISSB 内で検討され市中協議の対象となる可能性がある。

3. IFRS 財団のガバナンス体制

今後 ISSB は、IFRS 財団内に IASB と並び設置され、評議員会の監督を受けることになる。修正後の定款では、各審議会が、他の審議会と協力して不整合や矛盾を回避する両立可能な (compatible) 基準を開発するための手続を確立しなければならないと規定されており⁷、両審議会が開発する基準は「補完的 (complementary)」であることが明記されている⁸。なお、評議員会は、ISSB の運営開始後 3 年以内に、ISSB の体制及び有効性をレビューするとしている。

図 1：IFRS 財団のガバナンス



6 IFRS 財団は、ISSB の任務をより正確に反映させ、マルチステークホルダー向けのサステナビリティ報告に取り組む他の組織との混同を避けるため、「報告基準」ではなく「開示基準」とした。

7 定款第 37 条(i)及び第 58 条(i)

8 定款第 2 条(a)

IASBと比較したISSBの概要は、表2のとおりである。

表2：IASB と ISSB のガバナンス体制の比較

	項 目	ISSB	IASB
1	名称	国際サステナビリティ基準審議会	国際会計基準審議会
2	基準	IFRS サステナビリティ開示基準	IFRS 会計基準
3	所在地	本拠地：フランクフルト 拠点：モントリオール、サンフランシスコ、ロンドン等の予定。アジアは執筆時点で協議中（北京、東京が候補地）。	ロンドン
4	議長 副議長	議長：1名 副議長：2名まで	議長：1名 副議長：2名まで
5	ボードメンバーの 人数	<u>At large 枠を拡大</u> 14名 - アジア・オセアニア枠：3名 - 米州枠：3名 - 欧州枠：3名 - アフリカ枠：1名 <u>At large 枠：4名</u>（地域的アンバランスを生じさせないことを条件に、任意の地域から選任される最大人数）	14名 - アジア・オセアニア枠：4名 - 米州枠：4名 - 欧州枠：4名 - アフリカ枠：1名 - At large 枠：1名
6	非常勤メンバーの 人数	少数（明示的な人数の規定はなし） - 議長は非常勤も可能。 - 副議長は常勤のみ。	3名まで 議長も副議長も常勤のみ。
7	任期	5年を超えない期間 (2期目は3年～5年で再任可)	5年 (2期目は3年～5年で再任可)
8	議決要件	(1) ボードメンバーが7名までの暫定措置 - 議長及び副議長は、ボードメンバーと協議の上、①情報要請のためのISSBの作業計画案、②気候関連開示及び③表示基準（全般的要求事項）に関する公開草案を公表することができる⁹。 - 上記以外の公開草案、IFRS サステナビリティ開示基準の公表には、その時点の総員の単純過半数に1名を加えた承認が必要。 (2) <u>ボードメンバーが8名から11名</u> - 公開草案、IFRS サステナビリティ開示基準の公表には、その時点の総員の単純過半数に1名を加えた承認が必要。	公開草案又はIFRS 会計基準の公表には、8名（総員13名以下の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認が必要。

9 議長及び副議長が当該公開草案を公表する決定を行った場合、評議員会のデュー・プロセス監督委員会の監督を受けることになる（定款第57条）。

		(3) <u>ボードメンバーが12名から14名</u> 公開草案、IFRS サステナビリティ開示基準の公表には、8名（総員12名又は13名の場合）又は9名（総員14名の場合）の承認が必要。	
		<u>上記以外の議決要件</u> メンバーの60%以上が出席していることを条件に、出席メンバーの単純過半数の承認が必要。	
9	コメント募集期間	評議員の75%の承認を得た場合は公開草案等のコメント募集期間の短縮が可能。	

4. ISSBに関連するワーキング・グループ等

IFRS 財団は、ISSB が設置された後、迅速にサステナビリティ基準の開発を開始できるよ

う、表3のとおりワーキング・グループや諮問グループ等を設置している。

表3：ISSBに関連するワーキング・グループ、諮問グループ等の概要

名 称	メンバー	概 要
評議員会ステアリングコミッティ	- 議長：Lucrezia Reichlin 評議員（イタリア） - メンバーは非公表	戦略的方向性の提示とプロジェクトの監督を行い、全評議員による承認を得るため主要な決定事項について提言する。
技術的準備ワーキング・グループ (TRWG)	- 議長：Michel Madelain 評議員（フランス） - TCFD、VRF (IIRC/SASB)、CDSB、WEF、IASB - オブザーバー：IOSCO、IPSASB - 必要に応じて GRI、CDP と連携	ISSB がサステナビリティ基準を開発するための技術的な準備作業を行う。
Eminent Persons Group	- 議長：Jean-Claude Trichet 氏（フランス） - Sheila Bair 氏（米国） - Nandan Nilekani 氏（インド） - Guillermo Ortiz 氏（メキシコ） - Min Zhu 氏（中国）	IFRS 財団評議員会に対し戦略的なアドバイスや助言を行う。
サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF)	メンバーは未定（先進国、途上国、新興国のすべての地域の代表）	「会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)」のような、法域間の対話のためのフォーマルな仕組み。
Sustainability Consultative Committee	- 国際通貨基金 - 経済協力開発機構 - 国連 - 世界銀行他	ISSB に対し、サステナビリティに関する助言等を提供する。

IFRS 諮問会議	主要な利害関係者を代表する約 50 名	評議員会及び IASB に加え、ISSB に対しても戦略的アドバイスを提供するため権限を拡大。
-----------	---------------------	---

5. 技術的準備ワーキング・グループ (TRWG)

TRWG は、ISSB が設置後すぐに具体的なサステナビリティ基準案の検討を開始できるよう、技術的な提言を行うことを目的として、表 4 に示す作業を進めていた。

表 4-1 及び 4-2 の「プロトタイプ」は、2020 年 12 月にサステナビリティ報告における主要な基準設定主体の連合（5 団体：CDP、CDSB、GRI、IIRC/SASB）が TCFD 提言に基づき開発した提案「Reporting on Enterprise Value」を改良した基準案の試作品であり、2021 年 11 月 3 日に情報提供を目的として、以下が公表された。

- サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項のプロトタイプ（General

Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information Prototype）

- 気候関連開示のプロトタイプ（Climate-related Disclosures Prototype）
- 補足：開示要件のテクニカル・プロトコル（Supplement: Technical Protocols for Disclosure Requirements）

気候関連開示の業種別のガイドラインだが、「shall（しなければならない）」を用いており、要求事項とすることが提言される可能性がある。

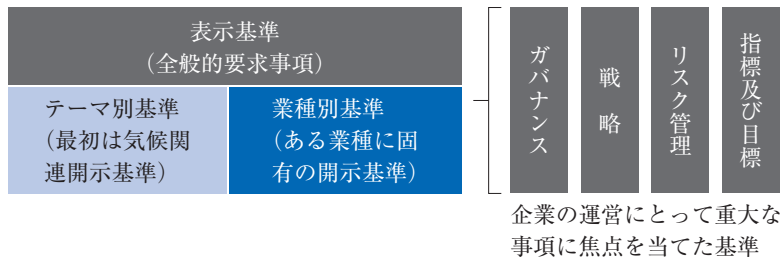
TRWG によれば、ISSB が開発する基準の構造は、図 2 のとおりであり、(1)表示基準（全般的な要求事項）、(2)テーマ別基準及び(3)業種別基準から成ることが提案されている。

- (1) 表示基準（サステナビリティ関連財務情報

表 4：TRWG の作業概要

	項 目	概 要
1	全般的な要求事項のプロトタイプ	ISSB に対して、ISSB が将来検討するサステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項案を提供するため、5 団体の提案を改良する。
2	気候関連開示のプロトタイプ	ISSB に対して、ISSB が将来検討する気候関連開示基準案を提供するため、5 団体の提案を改良する。
3	概念のガイドライン	ISSB の初期の基準設定活動を支援するため、マテリアリティ等の概念に関するガイドラインを提供する。
4	基準の構造（アーキテクチャ）	基準の構造（表示基準、テーマ別基準、業種別基準）や要求事項の構成に関する提言を行う。
5	基準設定のアジェンダを決定するための情報	①ISSB の初期の技術的作業計画、②より広範なリサーチ及びアジェンダ協議に関する提言を行う。
6	デュー・プロセスの特徴	ISSB の移行時及び安定時のデュー・プロセスにおける考慮事項を提供する。
7	デジタル化戦略	ISSB の活動当初からのデジタル化戦略を提供する。
8	コネクティビティ	IASB と ISSB の間のコネクティビティを検討する。

図 2 : ISSB 基準の構造



開示に関する全般的要求事項)

- TCFD 提言や IASB の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」等を踏まえ¹⁰、IFRS サステナビリティ開示基準の全体的な (overall) 要求事項が定められる予定。
- 具体的には、企業のサステナビリティに関連するリスク及び機会のエクスポージャーについて、企業の運営にとって重大な事項に焦点を当てた 4 つの側面 (①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、並びに④指標及び目標) において、投資家等の意思決定に影響を与える可能性がある (material) 情報をどのように開示すべきか等について定められる予定。
- ISSB の「概念フレームワーク」が策定されることが示唆されており、IFRS サステナビリティ開示基準に共通の用語として、「サステナビリティ」「企業価値」「一般目的財務報告」「マテリアリティ」等が定義される予定。
- ISSB 基準がまだ存在しないテーマに関する開示への対応についても定められる予定であり、これにより、開示の要求事項を満たすために他のガイダンス (SASB、CDSB、TCFD 等のガイダンス) を使用する

べきかについてヒエラルキー (優先順位) が設定される予定。

- 開示場所については、各法域の当局が決定するものであるため、指定されない予定。
- (2) テーマ別基準 (最初は気候関連開示)
- 業種にかかわらず企業価値の評価及び投資の意思決定に目的適合性のある事項を対象とし、市場全体で比較可能となるよう、特定のテーマに関する業種横断的な指標等が要求事項として定められる予定。
- (3) 業種別基準 (ある業種に固有の開示基準)
- 特定の業種に属する企業間の比較が容易になる指標等が要求事項として定められる予定。
 - 複数の事業モデルを運営する企業 (作成者) は、複数の業種の要求事項に対応する必要がある可能性が示唆されている。

6. 今後の予定

上述のとおり、今後、以下が実施される予定である。

- 初代議長及び副議長、他のボードメンバーの任命
- 気候関連開示及び全般的要求事項に関する基準、作業計画等の市中協議

10 TCFD 提言は、企業の財務情報に影響を与える可能性のある気候変動に関連するリスク及び機会について、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標及び目標について企業等が開示することを推奨する提言。2021 年 10 月に、補足ガイダンスの改訂版、指標・目標・移行計画ガイダンス、及びステータスレポート 2021 が公表され、気候変動に関連する財務情報のより詳細な開示が推奨されている。

- 諮問グループのメンバーの任命
- CDSB 及び VRF との統合の完了
- 複数拠点での運営

Ⅲ. サステナビリティ報告基準 に関する欧州連合(EU)の状況

欧州では、欧州委員会 (EC) がサステナブルファイナンス、すなわち、投資の意思決定において、環境・社会・ガバナンス (ESG) を考慮しながら経済成長を支援するための金融の実現に向け、2018 年 3 月にアクションプランを公表し、また、アクションプランの 1 つであるサステナビリティに関する情報開示の強化と会計基準の影響の評価を進めてきた¹¹。その結果、社会的影響度の高い大企業¹² に対し非財務情報の開示を求める現行の開示基準である非財務情報開示指令 (Non-Financial Reporting Directive ; NFRD) を改正する取組みとして、2021 年 4 月 21 日に、EC は、企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive ; CSRD) 案を採択した。また、EC は、委任法案である CSRD 案が採用する予定である欧州サステナビリティ報告基準 (European Sustainability Reporting Standards ; ESRS) の開発を欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) に委任した。

2021 年 6 月 9 日に、EFRAG は、ESRS に関するプロジェクト・タスクフォース (PTF-ESRS) を立ち上げ、委任法案である ESRS の

開発を複数のサブグループ (クラスター) 単位で進めている。

ESRS の構造は、以下のとおりである。

- ✓ 比較可能性を改善するため、基準は 3 層 (全セクター共通、セクター別、企業別)
- ✓ 3 つの報告領域 (戦略・実行・実績測定)
- ✓ 3 つの開示テーマ (環境・社会・ガバナンス)

2021 年 9 月 8 日に、PTF-ESRS は、サブグループ (クラスター 2) が作成したワーキングペーパーである「気候基準プロトタイプ」を公表した。当該ワーキングペーパーは、基準開発の透明性を確保するために PTF-ESRS 承認前に公表されたものであり、市中協議の対象ではない。

なお、PTF-ESRS は、気候基準と並行して、EC の CSRD 案において言及されている他のすべてのサステナビリティ報告基準案を作成中であり、2021 年 12 月末までに、最初の公開草案の前段階のドラフト一式を準備し、2022 年 1 月以降に市中協議を実施することをめざしている (本稿執筆時点で未公表)。

現時点の気候基準プロトタイプの概要は以下のとおりである。

- ✓ 「戦略」「(戦略の) 実行」「実績測定」という 3 つの報告領域において、次頁図の 10 の具体的な開示を求めることを提案。
- ✓ TCFD 提言及び GRI スタンダード¹³ との互換性 (compatibility) を図る。
- ✓ PTF-ESRS は、基準開発にあたり IFRS 財

11 https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/overview-sustainable-finance_en

2021 年 7 月に、EC は、2018 年のアクションプランを改訂した「持続可能な経済への移行のためのファイナンス戦略 (Strategy for Financing the Transition to a Sustainable Economy)」を公表した。

https://ec.europa.eu/info/publications/210706-sustainable-finance-strategy_en

12 平均従業員数が 500 人を超える上場企業、銀行、保険会社等。

13 GRI (Global Reporting Initiative) は、企業等が、投資家のみならず幅広い利害関係者に対して、経済、環境、社会に与えるインパクトや持続可能な発展への貢献を説明するための「GRI スタンダード」を開発する非営利組織である。

戦 略	実 行	実績測定
①事業戦略及び気候	④政策及び目標	⑥エネルギー消費量（総量及び原単位）
②気候影響、リスク及び機会	⑤行動及びリソース	⑦スコープ1及び2のGHG排出量（総量及び原単位）
③気候ガバナンス		⑧スコープ3のGHG排出量（総量及び原単位）
		⑨EUタクソノミー
		⑩物理的リスク及び移行リスク並びに機会に対する財務上のエクスポージャー

団のTRWG、米国証券取引委員会（SEC）とも定期的に議論している。11月3日に公表されたTRWGのプロトタイプと、EFRAGのプロトタイプは、EFRAGによれば互換性があるとのことである。

今後の主な予定は、以下のとおりである。

- 2022年1月から、最初のESRS一式の公開草案を公表し、市中協議を実施する。
- 2022年6月15日までに、EFRAGは、ESRS案一式をECに提出する。
- 2022年10月末までに、ECはCSRDを採択し、最初のESRSを適用し、2023年10月末までに、セクター別の基準や中小企業向けに簡素化した第2のESRSを採択する。
- 2022年12月1日までに欧州連合（EU）加盟国の国内法制化を完了する。
- 2023年1月1日以後に開始する事業年度からCSRDに基づく新たな報告基準が適用され、2024年に初めて当該基準によるサステナビリティ報告（対象事業年度は2023年）が公表される。

IV. ESG開示基準に関する米国の状況

米国では、バイデン政権発足後、外交政策と安全保障政策の中心に気候変動問題を据え、2021年2月にパリ協定に復帰し、共和党政権下での方針から大きく転換している。また、ESG情報の開示については、SEC登録企業に対して、現行のRegulation S-Kに基づく開示から、気候変動リスク、労働力や企業役員の多様性を含む人的資本、サイバーセキュリティリスクに関する開示を求める規則の開発を進めている。

SECは、2021年3月15日に「気候変動に関する開示についてのパブリック・インプットの歓迎」（Public Input Welcomed on Climate Change Disclosures）を公表し¹⁴、気候変動に関する開示について、投資家、登録企業、その他の市場参加者から、気候変動に関する開示情報が、既知の重要なリスク、不確実性、影響、機会を投資家に適切に伝えているか等に関する意見を求めている（コメント期限：2021年6月13日）。

2021年7月28日に公表されたSECのGary

14 <https://www.sec.gov/news/public-statement/lee-climate-change-disclosures>

Gensler 長官の発言によれば、当該市中協議に対して 7 月末時点で 550 件以上のコメントが寄せられ、4 件に 3 件は気候変動に関する開示の義務化を支持しているとのことである。そのような状況を踏まえ、Gensler 長官は、2021 年未までに、気候変動リスクに関する開示を義務化する規則案を作成するようスタッフに要請したとしている（本稿執筆時点で未公表）。

✓SEC が規則案の策定を進め、市場に適した気候変動リスクの情報開示制度を確立すべきだと考えている。

✓SEC スタッフに要請した具体的検討事項は以下のとおりである。

- 気候変動リスクに関する情報を Form 10-K にファイリングし、投資家が投資判断を行う際に使用する他の情報と共存させるべきか。
- 投資家が現在利用している、あるいは今後の投資判断に役立つと思われる、気候リスクに関するさまざまな定性・定量情報。
- 企業がどのようにスコープ 1、スコープ 2 の排出量を開示するか、また、スコープ 3 の排出量を開示するかどうか、開示する場合はどのように、どのような状況で開示するべきか。
- 銀行、保険、運輸などの特定の業種について特定の指標を設けるべきか。
- 企業がこれらの要求をどのように満たして

いるかを投資家に伝えるために、どのようなデータや指標を使用するべきか。

✓グリーンウォッシュ¹⁵を規制するためのファンドに対する規制に関しても、以下を検討するよう SEC スタッフに要請した。

- ファンドマネージャーが使用する基準や基礎データを開示すべきかどうか。
- 「グリーン」や「サステナブル」等のネーム・ルールを全体的に検討することができ

るかどうか。

SEC は、IFRS 財団のモニタリング・ボードのメンバーであり、IFRS 財団の活動を監督する立場であるとともに、SEC のスタッフは、TRWG の作業を評価するために設置された IOSCO の技術専門家グループのメンバーでもあることから、今後公表される開示基準案が、国際的に整合するものであることが期待される。

V. おわりに

執筆時点で公表されていないが、2022 年 6 月までに、ISSB、EC 及び SEC のサステナビリティに関する開示基準案が公表される予定であり、今後の動向についても引き続き注視されたい。

15 グリーンウォッシング（Greenwashing）とは、環境への配慮をしているように装いごまかすことであり、上辺だけの欺瞞的な環境訴求をさす造語とされる。